

## 現行

埼玉県食の安全県民会議設置要綱  
(抜粋)

(所掌事項)

## 第2条

県民会議は、埼玉県（以下「県」という。）の食の安全・安心確保に関する次の事項を所掌する。

- (1) 県の施策の推進についての意見・提言に関すること
- (2) 生産から消費にわたる各分野の相互理解に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

## 新

埼玉県食の安全推進委員会設置要綱（案）  
(抜粋)

(所掌事項)

## 第2条

**推進委員会**は、埼玉県（以下「県」という。）の食の安全・安心確保に関する次の事項を所掌する。

- (1) 県の施策の推進について協働すること**
- (2) 県の施策の推進についての意見・提言に関すること
- (3) 生産から消費にわたる各分野の相互理解に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項